

## 雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、「放課後児童健全育成事業委託業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定める。

なお、今回の公募にあたっては、愛野小学校区において、利用者の増加に伴い、早急に増設の必要性が生じているため、令和8年度中に放課後児童健全育成事業を運営することができる事業者を選定する。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 雲仙市放課後児童健全育成事業
- (2) 業務場所 雲仙市立愛野小学校区内
- (3) 業務内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えることで、育児と就労の両立支援及び児童の健全育成に資することを目的とした事業  
※詳細は別紙「雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで  
※令和8年度中に開所することを要件とする（令和8年10月以降において、可能な限り早期に開所すること）。  
※引き続き事業を実施する場合は、年度末までに次年度の協議書及び実施計画書を提出し、市長の承認を得るものとする。

### 3. 事業費

委託料は、国及び県の補助基準額に基づき算定するが、事業を開始する年度の委託料は、事業実施月数により月割とする。なお、事業実施月数は、児童の受け入れを開始した日の属する月から起算する。

※詳細は仕様書の「16 委託料」を参照すること。

### 4. 実施形式 公募型

### 5. スケジュール

- 令和8年6月 1日（月） 公募開始
- 令和8年6月12日（金） 質疑受付締切
- 令和8年6月19日（金） 質疑に対する回答（ホームページ公表） 予定
- 令和8年7月31日（金） 参加申込書等の提出締切

令和8年8月下旬

書類審査・施設審査

令和8年9月上旬

委託事業者の決定

## 6. 参加資格

雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (2) 雲仙市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年雲仙市告示第3号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年雲仙市告示第97号）第2条第3号に規定する暴力団等に該当しないこと。

## 7. 質疑・応答

雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下「本実施要領」という。）、仕様書等の内容に疑義がある場合は、下記のとおり質問票を提出すること。

### (1) 提出方法

質問票（様式10）により、電子メールにて提出すること。

※電話又は口頭による質問は、受け付けない。

### (2) 提出期限

令和8年6月12日（金）17時まで（必着）

### (3) 提出先

雲仙市健康福祉部子ども支援課子育て支援班

メールアドレス：[kodomoshien@city.unzen.lg.jp](mailto:kodomoshien@city.unzen.lg.jp)

※件名を「雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザル質問票」と入力の上、送信し、送信後電話連絡を行うこと。

### (4) 回答方法

令和8年6月19日（金）までに電子メールにて回答

※市のホームページにおいても公表予定

### (5) 留意事項

①質問票を提出することができる者は、「6. 参加資格」に該当する者とする。

②質問内容は分かりやすく簡潔に記載すること。

- ③審査に関わる職員、役職等の質疑、他の参加事業者に関する質疑には一切応じない。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び雲仙市契約規則（平成17年雲仙市規則第49号）、雲仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年雲仙市条例第17号）、雲仙市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年雲仙市告示第17号）等の各規定及び雲仙市こども計画を理解した上で、次の書類の正本1部及びコピー9部を提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 団体等の概要書（様式2）
- ③ 定款・寄附行為・団体規約等（最新のもの）
- ④ 役員名簿（様式3）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（個人の場合は身分証明書）  
※提出日以前、3か月以内に発行されたもの
- ⑥ 直近3か年分の団体（法人）に係る決算書類（財務諸表）の写し  
（貸借対照表、損益計算書等）  
※個人の場合は確定申告書の写し
- ⑦ 運営方針・運営計画（様式4）
- ⑧ 施設の位置図（様式5）
- ⑨ 施設の概要（様式6）
- ⑩ 1日の予定と年間行事（様式7）
- ⑪ 支援員等従事予定一覧（様式8）
- ⑫ 誓約書（様式9）
- ⑬ 収支予算書（任意様式・事業開始年度及び翌年度分）
- ⑭ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する書類  
国税：税務署発行の様式その3（未納の税額がないことの証明）  
地方税：主たる事務所の所在地である市町村が発行した滞納がない証明書  
※提出日以前、3か月以内に発行されたもの

### (2) 提出期間及び時間

令和8年7月31日（金） 午後5時まで（必着）

### (3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留又は配達証明に限る）

### (4) 提出先

〒854-0492 雲仙市千々石町戊582番地

雲仙市健康福祉部子ども支援課子育て支援班

電話：0957-47-7874（直通） FAX：0957-36-8900

メールアドレス：kodomoshien@city.unzen.lg.jp

## 9. 作成方法

提出書類については、A4 版縦型とすること。様式を指定しているものについては、当該様式にて作成し、枠が不足する場合や、別途追加資料がある場合には併せて提出すること。

「1クラブ＝1支援単位」を申込の基本とし、複数クラブの申込も可能とする。施設状況や運営効率の観点から「1クラブ＝2支援単位」での運営が適当と判断される場合は、「1クラブ＝2支援単位」での申込も可能とする。

同一事業者が複数クラブ（支援）に応募する場合は書類①～⑥、⑫、⑭については、クラブ（支援）ごとの提出は不要とする。⑬については、クラブ（支援）ごとに作成することができない場合は、一括しての作成も可とする。

## 10. 審査方法

### (1) 審査方法

雲仙市放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザル審査委員会において、書類審査及び施設審査を行う。

#### ① 書類審査

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された書類等について審査を行う。

#### ② 施設審査

事業実施予定場所を見学し、施設の立地や設備等について審査を行う。

※8月下旬を予定しており、日程は別途通知する。

### (2) 審査基準

審査基準は別紙「審査・選定基準配点表」のとおりとし、審査委員全員の合計点のうち、最も高い上位2者（最も優れた者が2支援の応募をした場合は、1者）の提案者を候補者とし、次点の者まで選出する。ただし、各審査委員の採点において、6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合には、候補者としない。

### (3) 留意事項

同一事業者が2クラブ（支援）に応募していた場合で、1クラブ（1支援）のみしか選定されなかったことを理由として、選定された業務を辞退することは原則できないこととする。

## 11. 審査結果

(1) 通知方法 全参加事業者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和8年9月上旬

※審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は、認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

## 1 3. その他

### (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は、全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止し、中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を雲仙市に請求することはできない。

### (2) 参加辞退の場合

書類の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により担当課あてに提出すること。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
  - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③ 本実施要領等で示された、提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 1 4. 問い合わせ先

〒854-0492 雲仙市千々石町戊 582 番地

雲仙市健康福祉部子ども支援課子育て支援班

電話：0957-47-7874（直通） FAX：0957-36-8900

メールアドレス：kodomoshien@city.unzen.lg.jp